

答 申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年10月29日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「県下の小、中学校における不登校児童数や不登校に至った原因・対応策などの内容が分かる資料（平成18年度分）」であって「学校名及び学校名が特定できる項目並びに不登校児童のプライバシーの保護される部分を除き、学校ごとの一切の項目の開示資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年11月5日、実施機関は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のうち「調査IV 公立の小学校、中学校における不登校の状況等」に係る各学校ごとの調査票（平成18年度分）（以下「本件調査票」という。）を本件開示請求に係る公文書として特定した上で、本件調査票は、平成19年8月27日付けであった異議申立人からの「県下の小、中学校における不登校児童数や不登校に至った原因・対応策などの内容が分かる資料（平成18年度分）」の開示請求に対する平成19年9月10日付け小第442号による部分開示決定処分（以下「前回処分」という。）により異議申立人に開示済みであり、異議申立人が指定する方法による開示はできないことを理由に当該公文書の全部を非開示とする非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成20年1月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成20年2月1日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立書及び審査会での意見陳述において、異議申立人が主張している異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。（なお、異議申立人は、これ以外に直接本件異議申立てとは関係がない主張もしているが、ここでは取り上げない。）

本件処分は、非開示情報該当性の要件が整っておらず、学校名及び学校名が特定できる項目並び

に不登校児童生徒のプライバシーとして保護される部分を除くその他の部分をすべて公開するよう求める。

第4 実施機関の主張

実施機関が非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において主張している非開示の理由等は、概ね次のとおりである。

1 対象公文書について

本件調査票は、文部科学省が全国的に行った「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成18年度分）において、県内のすべての公立小学校及び中学校が調査様式（調査Ⅳ）に回答を記入の上、市町村（又は学校組合）教育委員会を經由して実施機関に提出されたものである。その内容は、設置区分、学校名、記入者名、電話番号、メールアドレス等を記入の上、次の10項目について、人数や内容等を記入する方式で作成されている。

- 調査項目 1 : 不登校児童生徒の在籍学校数
- 調査項目 2 : 不登校児童生徒数及び学年別内訳
- 調査項目 3－1 : 不登校となったきっかけと考えられる状況
- 調査項目 3－2 : 不登校状態が継続している理由
- 調査項目 4 : 不登校児童生徒への指導結果状況
- 調査項目 5 : 調査項目 4の「指導結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置
- 調査項目 6 : 相談・指導を受けた機関等
- 調査項目 7 : 指導要録上出席扱いとした児童生徒数
- 調査項目 8 : 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
- 調査項目 9 : 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況

2 非開示の理由について

異議申立人は、本件調査票のうち学校名及び学年が特定できる項目並びに不登校児童のプライバシーとして保護される部分を除くその他の部分をすべて開示するよう求めているが、本件調査票については、前回処分により、他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別できると判断した部分を除き、異議申立人に既に開示されている。

また、異議申立人は、富山市教育委員会に対しても本件開示請求と同様の開示請求を行っており、部分開示決定された本件調査票の開示を受けている。

本件開示請求に対し、異議申立人が指定する方法による開示を行った場合、前回処分により異議申立人に開示した文書（以下「既開示文書」という。）及び富山市教育委員会から開示を受けた文書と照合することにより、結果として本件調査票に記載された内容に係る児童生徒を識別すること

ができるおそれがある。

不登校児童生徒の状況は、その性質上より慎重な取扱いが求められている情報であることから、異議申立人の主張を認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書について

審査会において、実施機関から本件開示請求の対象公文書である本件調査票の写しの提出を受け、その内容を確認したところ、本件調査票の性格及び内容は、第4の1に記載のとおりである。

2 本件の検討の前提について

本件開示請求に係る対象公文書と同一の文書が、他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができる判断した部分を除き、異議申立人に既に開示され、公になっていることから、それを前提に検討する。

なお、審査会において、既開示文書の提示を受けて実施機関に確認したところ、既開示文書に係る部分開示決定は、「面談の上把握しようとした異議申立人の請求内容、趣旨等」とともに、さらに「異議申立人が富山市教育委員会から本件調査票の部分開示を受けていた事実」を考慮し、実施機関が判断したものであった。審査会において、富山市教育委員会が本件調査票について行った部分開示の方法を確認したところ、審査会としては、実施機関の判断は是認できるものであることを付言しておく。

また、検討に当たっては、異議申立人が審査会において「異議申立書に添付して実施機関に提出してあるDVDビデオが審査会に渡っていることを前提に意見陳述を予定していたこと、DVDビデオには委員に知ってほしい情報が多くあること」等の意見陳述をしたことから、実施機関に当該DVDビデオの提出を求め、審査会で当該DVDビデオを見聞した。

3 本件調査票の非開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

開示する部分を指定した本件開示請求においては、異議申立人が指定する部分を実施機関が開示すると、既に公にされている既開示文書及び富山市教育委員会から開示を受けた文書と照合することにより、既開示文書において他の情報と照合することにより記載された内容に係る児童生徒を識別することができる判断して非開示とされた情報が明らかとなることにより、少なくとも不登校児童生徒等が在籍する学校の教職員、他の児童生徒及びその保護者、さらには近隣住民等においては、不登校児童生徒等を識別することができることとなり、当該児童生徒等の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件調査票の記載内容のうち、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分と認められる。

また、このような本件調査票の記載内容は、条例第7条第2号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないと判断されることから、条例第7条第2号の非開示情報であると認められる。

(2) 条例第8条に基づく部分開示について

本件調査票の記載内容は、上記(1)のとおり、前回処分により異議申立人に開示された部分以外の部分は、不登校児童生徒等を識別することができることとなる記述等の部分又は不登校児童生徒等の権利利益を害するおそれがある部分であることから、いずれの部分も部分開示できず、そのすべてを非開示とすることが相当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人は、平成19年2月21日付け富山県情報公開審査会答申第11号(以下「答申第11号」という。)に関して、異議申立書で「補足意見を冒とくした『無視』発言を認めることは出来ない」と述べるとともに、審査会における意見陳述で「審査会の補足意見が実施機関である教育委員会から無視されており、審査会の権威も失墜しかねない」との趣旨のことを述べているが、これらの異議申立人の主張は、答申第11号の補足意見を正しく理解しない独自の見解に過ぎない。

答申第11号の補足意見は、「開示請求に係る対象公文書が同一であっても、開示の方法が同一とは限らないことから、一般に、条例に基づく開示請求があった場合には、その請求内容や趣旨等を的確に把握し、それに応じた適当な開示の方法を検討することが必要である」と述べたものであり、その文言のとおり、あくまで一般論として、開示請求者の意図する請求の趣旨を的確に把握したうえで、それに応じた適当な開示の方法をするよう求めたものである。

したがって、本件開示請求のように、前回処分による既開示文書の非開示部分が結果的に明らかになるような開示請求を決して認めるものではなく、また、本件処分が答申第11号の補足意見を無視したものであると言えないのは明らかであることを念のため、付記しておく。

5 その他

本件調査票は、不登校という教育的に慎重な対応を要する事項に係る情報が記録されているものであり、第4の1で述べたとおり、市町村教育委員会と実施機関において、それぞれ公文書として保有されているものである。異なる自治体が同一の公文書を保有している場合において、それぞれの公文書について開示請求がなされたときは、当然ながら、それぞれの自治体が定める情報公開条例に従って開示がなされることとなる。

この場合、それぞれの自治体が異なる部分を非開示とし、結果として、それぞれの文書を突合することにより、その全部を開示することとなる場合も想定されるが、条例では、このような場合における他の自治体に対する意見照会に関する規定を設けていない。

条例第15条では、開示請求に係る公文書に開示請求者以外の第三者の情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に当たり第三者から意見を聴くことができる旨定めているが、その第三者の範囲から国及び地方公共団体を除いている。これは、国及び地方公共団体については、私人

と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、国又は地方公共団体の意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによるとされており、この趣旨を勘案すると、実施機関は、このように異なる自治体が同一の公文書を保有しているときには、開示決定等に当たり、必要に応じて適宜の方法により他の自治体の意見を求めることが望ましいと考える。

6 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成20年 2月 1日	諮問書を受理
平成20年10月31日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年11月21日	非開示理由説明書を受理
平成20年12月11日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年12月24日 (第62回審査会)	審議
平成21年 1月27日 (第63回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議 ・ 実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・ 異議申立人から意見を聴取
平成21年 2月24日 (第64回審査会)	審議
平成21年 3月30日 (第65回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	